

**「岡三にいがた証券の約款集」の改正内容
(新旧対照表)**

以下のとおり、2025年10月1日付にて「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。

外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第2章 外国証券の国内委託取引	第2章 外国証券の国内委託取引
第7条 配当等の処理 (現行どおり) 2.～7. (現行どおり) 8. <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u>	第7条 配当等の処理 (省 略) 2.～7. (省 略) (新 設)
第8条 新株予約権等その他の権利の処理 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当を受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (現行どおり) ⑤ 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理するものとし、 <u>同条第8項の規定はその支払いについて準用します。</u> ⑥ (現行どおり)	第8条 新株予約権等その他の権利の処理 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当を受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (省 略) ⑤ 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。 ⑥ (省 略) (新 設)
付 則 (2025年10月1日) 1. この改正は、2030年10月1日より 施行する。 2. <u>改正後の第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)</u> の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金)についても適用する。	
以 上	以 上